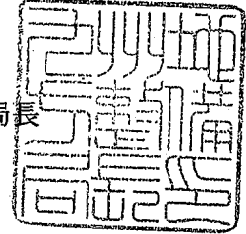




国九整企画第5号
国九整河計第12号
平成24年5月10日

大分県知事 殿

国土交通省
九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団からなる検討の場」における検討を踏まえ、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「大分川ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「大分川ダム建設事業の検証に係る検証報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成24年5月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局

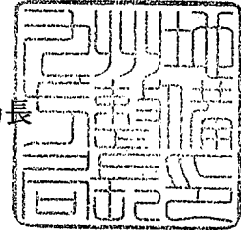
企画部 企画課 建設専門官 久留 省二
河川部 河川計画課 建設専門官 池浦 光文



国九整企画第5号
国九整河計第12号
平成24年5月10日

大分市長 殿

国土交通省
九州地方整備局長



大分川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団からなる検討の場」における検討を踏まえ、「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「大分川ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「大分川ダム建設事業の検証に係る検証報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成24年5月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局

企画部 企画課 建設専門官 久留 省二
河川部 河川計画課 建設専門官 池浦 光文